

# サービスの使い方

介護保険のサービスは、次のような流れで利用することができるようになります。

要介護認定を受けます

ケアプランを作成します  
【8ページ】

サービスを利用します  
【サービスの種類は10ページ】

## 要介護認定を受けます

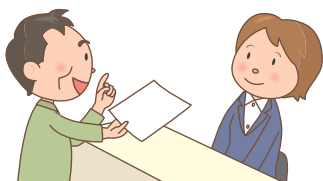
介護保険を利用するには、まず介護サービスが必要かどうか、要介護認定を受けます。

### 1 要介護認定の申請をします

本人または家族が、中野区の介護保険担当窓口などで申請します。※

#### 必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証



※自分や家族が申請できない場合は、居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターなどに代行してもらうことができます。

## 2 訪問調査と判定が行われます

心身の状態を調べるため、本人・家族などから聞き取り調査をし、その結果をもとに中野区が判定を行います。

### 訪問調査

調査員が訪問します。



### 判定※2

介護が必要かどうかを判定します。



### 主治医の意見書※1

## 3 認定結果が通知されます

介護がどの程度必要な状態か(要介護状態区分【右表】)が判定され、その認定結果が通知されます。




- 原則として、申請から30日以内に「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が送付されます。

※1 中野区の依頼で主治医が心身の状態について記した意見書です。  
 ※2 判定は、コンピューターで行う一次判定と、その結果と主治医の意見書などをもとに、介護認定審査会が審査する二次判定の2段階で行われます。

## ● 介護保険被保険者証と認定結果通知書を確認しましょう

要介護状態区分  認定の有効期間※1

支給限度額 など

要介護状態区分	支給限度額(1か月)	利用できるサービス
要介護1	167,650円	在宅サービス・施設サービス 【10～11ページ】 
要介護2	197,050円	
要介護3	270,480円	
要介護4	309,380円	
要介護5	362,170円	
要支援1	50,320円	介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業 【10～11、15～17ページ】
要支援2	105,310円	
非該当	介護予防・日常生活支援総合事業 【15～17ページ】	

- 認定結果に納得がいかない場合は？  
 まずは中野区の窓口にご相談しましょう。※2

※1 新規認定は原則6か月、更新は原則12か月です。継続してサービスを利用する場合は、認定の有効期間が過ぎる前に更新の申請が必要です。  
 ※2 相談しても納得できない場合は、通知があった日の翌日から3か月以内に、東京都の「介護保険審査会」に不服申し立てができます。

## ケアプランを作成します

認定結果にもとづいて、サービスを利用するためのケアプランをつくります。


### 要介護 ①～⑤の方

 **在宅サービス**を  
利用したい

居宅介護支援事業者  
へ依頼

ケアマネジャーと  
ケアプランを作成

在宅サービス  
を利用します

 **施設サービス**を  
利用したい

介護保険施設と  
直接契約

施設の  
ケアマネジャーと  
ケアプランを作成

施設サービス  
を利用します

### ケアマネジャー（介護支援専門員）

利用者の生活上の支障を見通し、その人が持つ能力に応じた自立した日常生活を営めるように様々な介護サービス等をコーディネートし、適切なケアプランを作成する専門職です。

## ケアプランってなに？

どんな介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。利用者の心身の状態に合わせて、本人・家族・ケアマネジャーなどが話し合っ作成します。

### 要支援 ①・②の方

地域包括支援センター（18ページ）へ介護予防サービスのケアプランや、介護予防・生活支援サービス事業のケアプランの作成を依頼

本人・家族・保健師などと介護予防サービスのケアプランを作成

介護予防サービスを利用します

### 非該当の方

基本チェックリストなどで、生活機能が低下している方の判定と、介護予防・日常生活支援総合事業で利用できる事業の判定

本人・家族・保健師などと介護予防・生活支援サービス事業のケアプランを作成

介護予防・生活支援サービス事業を利用します（16ページ）

一般介護予防事業に参加します（17ページ）

## 介護サービスの種類

介護保険のサービスは、利用者の状態に合わせて、様々な種類のサービスがあります。

### 在宅(介護予防)サービス

#### ◆自宅で利用する

介護サービスの種類	要介護	要支援
訪問介護 <sup>共</sup>	○	総
訪問入浴介護	○	○
訪問リハビリテーション	○	○
訪問看護	○	○
居宅療養管理指導	○	○

#### ◆施設に通い(泊まり)利用する

通所介護 <sup>共</sup>	○	総
通所リハビリテーション	○	○
短期入所生活介護 <sup>共</sup>	○	○
短期入所療養介護	○	○

#### ◆施設内で利用する

特定施設入居者生活介護	○	○
-------------	---	---

#### ◆生活環境を整える

福祉用具貸与	○	○
特定福祉用具購入	○	○
住宅改修費の支給	○	○

#### ◆特別給付

訪問理美容	△	—
寝具乾燥	4・5	—

表の見かた

**要介護** 要介護1～5に認定された方が利用できるサービスは、○印がついています。ただし、△印の場合は、原則要介護3以上の方が利用できます。

**要支援** 要支援1・2に認定された方が利用できるサービスは、○印がついています。ただし、△印の場合は、要支援1の方は利用できません。

## 施設サービス

介護サービスの種類	要介護	要支援
介護老人福祉施設	△	—
介護療養型医療施設(令和5年度末まで)	○	—
介護老人保健施設	○	—
介護医療院	○	—

### 地域密着型(介護予防)サービス

介護サービスの種類	要介護	要支援
認知症対応型通所介護	○	○
認知症対応型共同生活介護	○	△
小規模多機能型居宅介護	○	○
夜間対応型訪問介護	○	—
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	△	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	—
看護小規模多機能型居宅介護	○	—
地域密着型通所介護 <sup>共</sup>	○	—

#### 総 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスです

介護予防サービスの訪問介護と通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業から提供されます。【詳しくは15～17ページ】

#### 共 共生型サービスです

障がいのある方が介護保険を利用する場合、「共生型サービス」としてこれまで利用していた障害福祉事業所から引き続きサービスを受けられる場合があります。詳しくはケアマネジャーや現在ご利用の事業所などへご確認ください。

#### ナビ 中野区けあプロ・navi

介護(予防)サービス地域情報検索サイトをご利用ください

<方法①> 中野区役所ホームページからアクセス  
トップページ下部「関連サイト」バナー画像をクリック

<方法②> 右の二次元コードを読み取り

